

# 灰釉陶器碗に陰刻された「<sup>あつものつき</sup>羹坏」について

柴垣 勇夫

## 1. はじめに

このほど、十数年前に長湫東部土地区画整理組合による土地造成工事中に発見された、山越1号窯の出土品整理に関係する機会があった。この古窯は、愛知県愛知郡長久手町大字長湫字山越に所在した窖窯で、1976年6月に発掘調査され翌年3月、長久手町教育委員会から『長久手町山越第1・2号古窯』と題した概要報告書が刊行されている。町では、現在長久手町史の資料編を編纂中で、筆者も考古編の一部を担当することとなり、整理の機会を与えられた。この整理の過程で、報告書に掲載された判読不明の陰刻文字資料が、その後、新たに発見された別の破片の接合により、判読可能となっていることが判明した。この資料は、律令体制下の尾張国における窯業生産に関する貴重な文字資料と思われるので、長久手町教育委員会の了解を得て、ここに紹介することとした。

## 2. 遺跡の立地と古窯の構造

本窯は、著名な国指定史跡の長久手古戦場・仏ヶ根地区（池田勝入の墓などがある）の南、600メートルの地にあつて、頂部が標高75メートル前後の低丘陵の南斜面に立地した窯であったが、現在はすでに宅地化されている。この付近は、名古屋市の北部を画する庄内川へ流れる香流川の支流である香桶川が開析した谷平野で、この低丘陵の東裾を、瀬戸市と、日進・豊明市を通過して知多半島北部とを結ぶ旧街道が走っている。この開析平野にのぞむ小支谷には「深廻間」という字名が付されていて、谷地形に低湿地が広がる場所であったことを物語っており、古窯の立地する地形に往々にしてみられる地名であった。

この谷平野は、流域としては名古屋市北部の庄内川へつながるもので、猿投窯の中で主要な古窯跡が分布する日進市や東郷町、三好町の西部地域が名古屋市南部の天白川や扇川の流域につながる状況とはすこし様子を異にしている。しかし、この地と天白川の支流である植田川流域とは至近距離にあつて、この地域が10世紀前半頃の灰釉陶器生産を行っていた猿投窯の中でも、その最北端部にあたるところと見られ、この山越1号窯から南部地域一帯には、灰釉陶器生産窯を連続して認めることができるのである。

さて本窯は、標高72メートル前後の位置に焼成室の下半部約2分の1が残存して発見され、調査によってそれ以下に燃焼室、灰原が上部を削平された状態で検出されたのであつた。全長4.0mの窯体が確認されて、焼成室と燃焼室との境に、分炎柱が固定して作られていた。焚き口から分炎柱までの長さ1.4m、焚き口の幅0.9m、分炎柱前の幅1.2mを測った燃焼室に、わずかに残存していた基部が直径約30cmの分炎柱、胴部最大幅1.5mで残存長が2.3mの焼成室という規模の窖窯で、燃焼室の中央から前庭部にかけて長さ3.15m、幅・深さとも約20cmの溝状遺構が見つかっている。報告書では、この溝状遺構は、焼成のための空気調整孔と考えられている。また燃焼室の西側に接して長径63cm、短径45cm、深さ5cmの焼けた凹みがあつて、報告では、カマド跡とみられている。この床面は焼成室の床面より60cm高く、窯体の焚き口の左上方に作られ

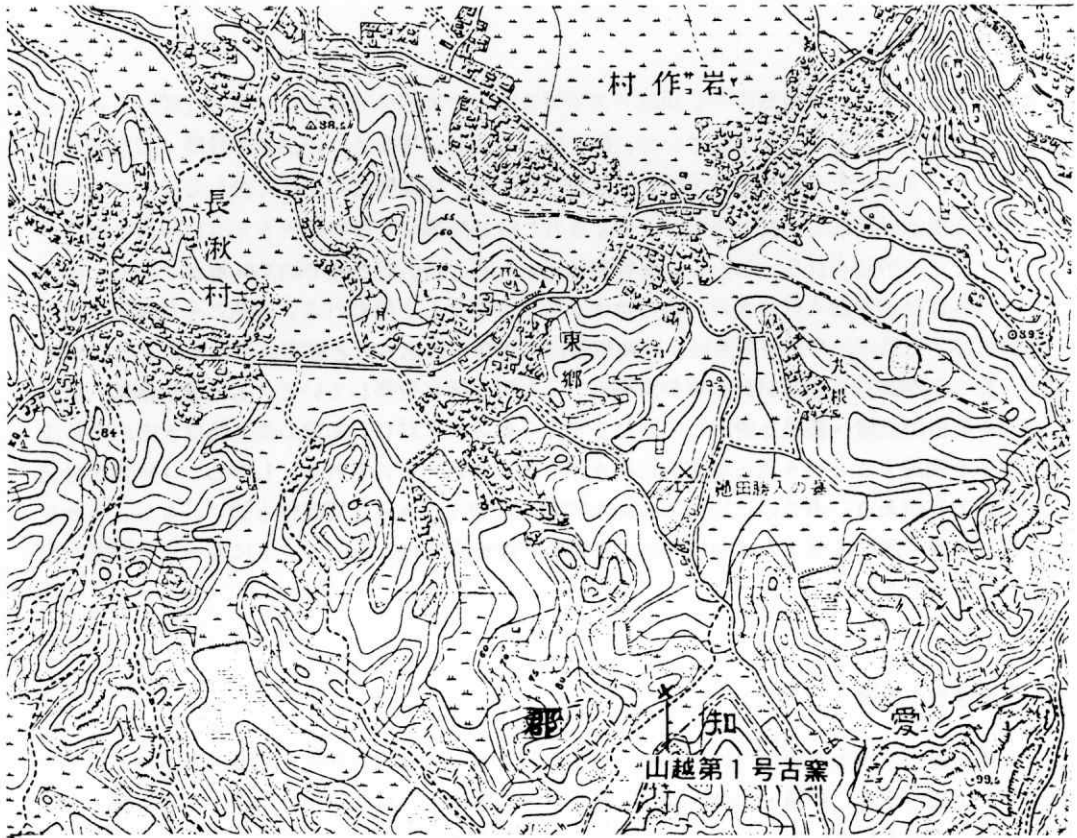


図1 山越1号窯位置図（明治44年当時地形図 2万分の1）

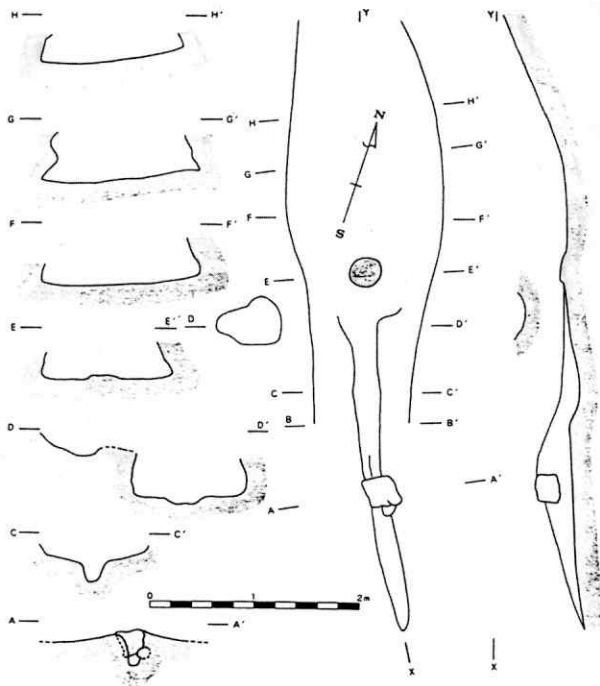


図2 山越1号窯 窯体図（報告書より）

ていたこととなる。

本窯の窯体構造は、猿投窯の中心地域である黒笹地区や周辺の調査された例と比較してみると、黒笹89号窯の構造に極めてよく似ていて、出土品にみられる特徴もこの黒笹89号窯（黒笹90号窯式後半期で、9世紀末～10世紀前半頃）とほぼ一致する。灰釉陶器の生産に携わる工人たちには、技術的な連携が保たれていたと思われ、生産された灰釉陶器にも器形の大きさ等に規格の規制が働いていたことが知られる。しかし、黒笹89号窯と本窯とは直線距離で約7km離れており、搬出という作業には地形から見て各々、別の水系が利用されたかと思われる。現在こそ尾張との境の三河側に存する黒笹89号窯の製品は、当時尾張国の管理下にあったと推定されるとともに、猿投窯の主要な灰釉陶器生産窯が日進市や東郷町、三好町北部に分布していて、名古屋市南部へ流れる扇川や天白川流域へ製品を搬出していたと考えられるのに対し、本窯の生産品は矢田川から庄内川水系を利用するという名古屋市北部の水系へ搬出されたとみられる。しかし、1km西には植田川水系の谷があり、あるいは植田川水系を利用した搬出があった可能性も強い。もし、そうだとすれば、律令国家体制下の尾張南部の灰釉陶器生産地区には、搬出ルートにも一定の規制があったものといえよう。

### 3. 出土遺物の概要

次に報告書から出土遺物について眺めてみよう。本窯からは、灰釉碗・同皿・窯道具としての碗(笠)が窯内から、碗類・皿類・耳皿・長頸瓶・短頸瓶・手付瓶・手付小瓶・平瓶・鉢・蓋などが灰原から出土している。これらの大半に灰釉が刷毛塗りされていた。

灰釉碗(図3-1~6、13・14)には大・中・小の三種類あって、大碗は口径16~18cm、高さ5cm、底径7cm(1・2)、中碗は口径13~15cm、高さ4cm、底径6cm(3~6)、小碗は口径10cm前後、高さ3.5cm、底径5cm(13、14)に大別できるものであった。口縁部の内外に幅1~2cm前後の刷毛塗りの灰釉が施されている様子が大半の碗類に認められる。中には灰釉が溶け、黄緑色の鮮やかな発色を見せる碗類がある。高台は丁寧に付けられていて、弓形に内弯するようになで仕上げがなされたいわゆる三日月高台であるが、高台内の仕上げには、高台接続の際に糸切痕をそのまま残すものと、高台接続のときに糸切痕を全面に渡って消し、平滑に仕上げているものがある。比率は後者が8:2の割合で見つかっていて、後者の仕上げが卓越していた。

次に、灰釉皿類(7~12、18~22、34)であるが、4種あって通常の器形の灰釉皿が口径15~17cm、高さ3cm、底径5~8cm(7~12)で口径から2種に分類することも可能である。段皿は、体部を折り曲げて口縁を外反させるもの(18~20)と見込み下半を削り取って段とするもの(21~22)がある。前者は、口径18cm、高さ3cm、底径7~8cmの大きさにに対し後者は、口径15cm前後、高さ2.5cm、底径6.5~7cmでやや小さく、ともに内外に灰釉を刷毛塗りしている。なお、前者の器形に獣足を付した三足皿(34)の一部とみられる獣足片が出土している。

耳皿(23)は、三日月高台で、四つの襷が付く古いタイプのものである。

壺類(28~31)には各種あるが、数量的に多いのは、手付瓶である。小形の瓶(29)と、大形の高さ20cm前後のものがあるが、ともに灰釉がよく掛かっている。意識的に量産された気配がみられるものである。長頸瓶(31)は、胴部と頸部の接合が一段のタイプであるが、肩の張る器形を残している。

その他、灰釉の塗られた鉢(25)、蓋(26、27)が出土している。

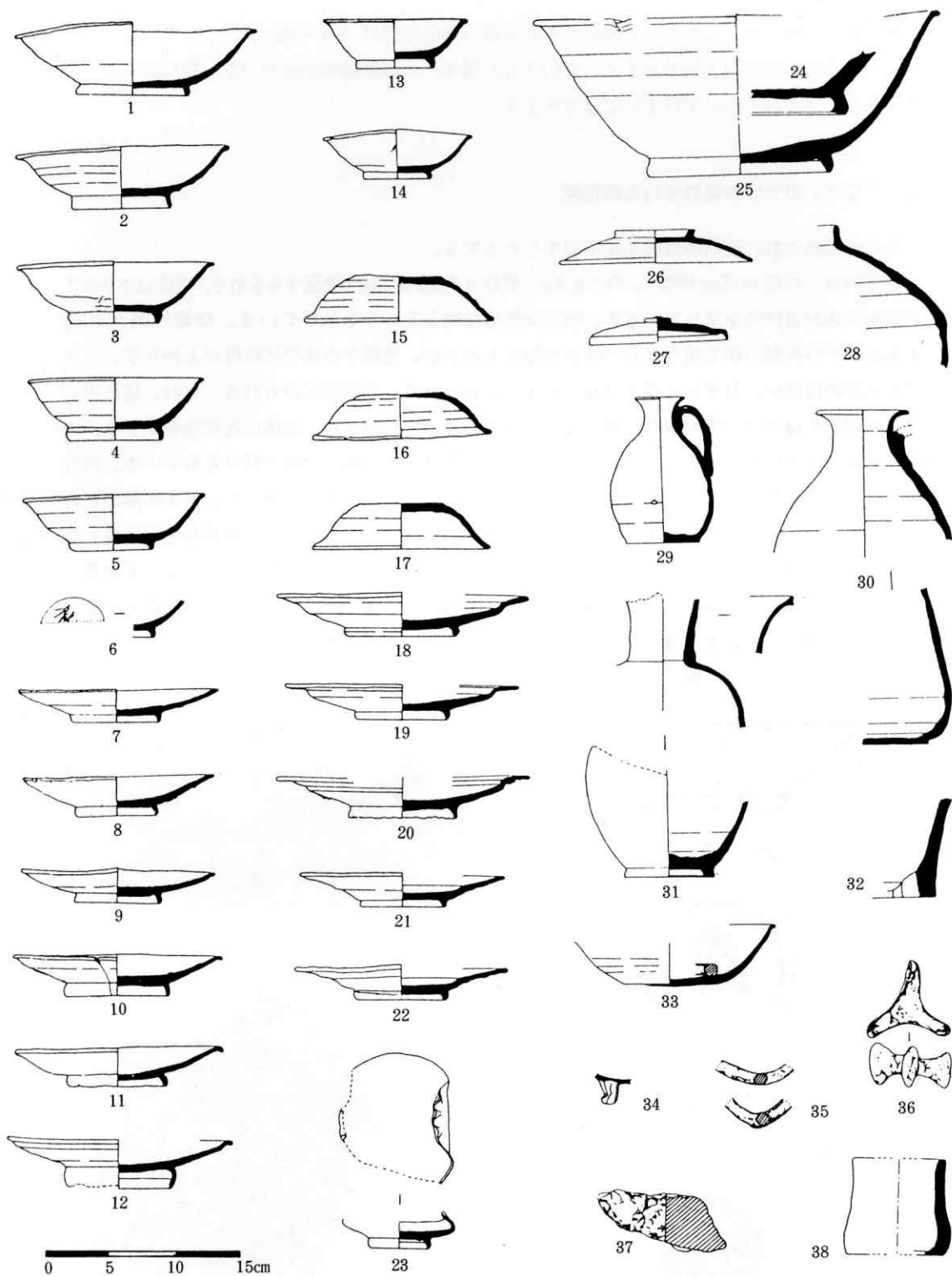


図3 山越1号窯出土遺物（報告書より転載）

窯道具は、輪トチ、三叉トチ、筒形トチと少量の馬爪形焼台(35~38)が出土している。

以上が本窯の主な出土品であるが、このうちの図3-6の灰釉椀が陰刻の文字資料である。接合された文字資料について以下に記してみよう。

#### 4. 「養坏」の文字が陰刻された灰釉椀

新たに接合された資料の概要をまず記すこととする。

本資料は、口径14.5cm(推定)、高さ3.8cm、底径6.6cmを測る椀形を呈するもので、焼成はややあまく表面全体が黄灰色を呈しているが、胎土は堅緻な焼き上がりを示している。口縁内外面に幅1.5cmほどの灰釉が刷毛塗りがされた様子が認められるが、溶融するまでに温度が上がらず、ゴマ降り状態の白斑が、わずかに残る口縁(全体の約16分の1)の内外にみられる。なお、見込みには自然釉がやはりゴマ降り状の白斑となって付着している。胎土は、全体に黄灰色を呈する。

高台は、丁寧に付されていて、断面が三日月型で外湾気味の高台が貼り付けられている。内外ともなで成形され、高台内も全体を回転なで成形している。この成形のあとに、文字が陰刻されているのである。文字は幅が1~1.5mmの、先端が小刀状と見られるへら状器具を用いて書かれている。深さは現代人の爪がかかる程度の浅い彫りであるが、全体に明瞭な陰刻となっている。高台内(内径5.5cm)の中央に天地がほぼ直径全体に、左右は直径の約2分の1の大きさで「養坏」と刻されている。文字の大きさ全体は幅3.5cm×天地4.8cmである。

文字は、右上がりで「養」は「美」のごとくに略されているが、「羊」の下に「一」があって

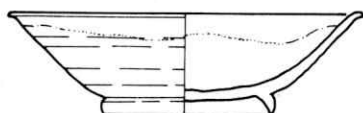


図4 「養坏」陰刻の灰釉椀



写真1 「養坏」陰刻の灰釉椀

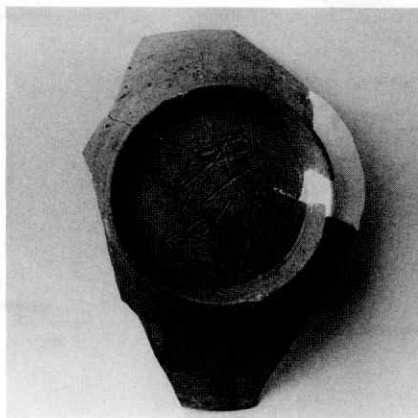


写真2 同上高台内の文字

その上に火の字がのるので、羹の略字であることが判る。坏（つき）は、右の不の字がややくずれているが、明瞭に判読できる文字である。

『五體字類』には、草書体に「美」に似る「羹」を掲載する。読みは、「あつもの」である。  
(注3)

## 5. 「羹坏」について

この灰釉碗に刻された「羹坏」について、意味するところを次に見てみよう。

奈良時代の天平寶字二年（758年）七月廿四日付の正倉院文書「東寺寫經所解」に、造東大寺司である主典安都宿祢雄足が写經所に必要な食器を注文申請している通知書がある。ここでは、<sup>(注4)</sup> 麥碗百五十口、羹坏二百口、片盤百五十口、饗坏百五十口の四種の食器が挙げられている。同じく「後一切經料雜物帳」の天平寶字四年八月廿八日付欄には、齊會に使用する折櫃拾参合、大盤拾口、由加陸口などの器物が<sup>(注5)</sup> 検納されているが、この中に食器として片碗貳佰口、鹽坏壹佰拾口、羹坏貳佰口が見られる。また、別の天平寶字六年十二月廿九日付の文書（市符 東西市領等 可買進上雜物事）の中に、写經所に常備し写經を行う經師等の使用する食器のリストとして<sup>(注6)</sup> 埴碗百合、埴片碗一百口、羹坏百口と塩坏百口、埴佐良百口が挙げられ、そのほか蓆八十枚、折薦五十枚（訂正して六十）、折櫃五十合（訂正して六十）、前薦四十枚、麻笥四口（追加大豆その他）などの器物が挙げられている。そして主典安都宿祢が東西市領（市の役人）に対しこれらを錢玖貫（訂正して貳拾貫）の價で潤月五日以前に買取り、進上するよう命じている。同じ正倉院文書の「奉寫二部大般若經料雜物收納帳」天平寶字六年潤十二月六日の項には、<sup>(注7)</sup> 前述に関連する納入品検査の記録があり、蓆捌拾枚、前薦貳拾壹枚、折薦陸拾枚、折櫃陸拾合に続いて埴碗壹佰合、塩坏壹佰口、埴片碗壹佰口、埴羹坏壹佰口、埴盤玖拾口、糯米壹斛などを市領の伊部水子通、大石阿古万呂等が量を検査し納入している。

このように、陶製の「羹坏」が写經や齊會などの行事に際して、必要食器として常備されたことを示す記事があり、埴碗（主食用で蓋付き）や盤、饗物坏、鹽坏とともにほぼ同数用意された食器であることが判る。この記録にいう「羹坏」は、同じ頃の他の写經所記録には、単に片碗ないし水碗と表現されている程度で、固定された形状があったわけではなく、熱い汁物を入れる容器としての役割をもっていれば良かったようで、坏と碗とは、厳密な用途上の区別がなかったか、器形上の差が大してなかったものと考えられている。<sup>(注8)</sup>

こうした記録から主食用の埴碗、汁物用の羹坏（片碗ないし土碗など）、埴盤（埴佐良）、饗坏（饗物を入れる坏・埴坏とも）、鹽坏といった五種類の食器が、役人や僧侶などの平均的な日常食器と見られ、役所など公的機関では、地方からの貢進物があてられたものと思われる。<sup>(注9)</sup>

平安時代の延長五年（927年）に弘仁式、貞觀式を集大成して撰進された「延喜式」卷二十三民部下では、年料雜器として尾張國の貢進すべきものに次のような器物が規定されている。すなわち、<sup>(注10)</sup> 大碗五合、中碗五口、小碗・茶碗廿口、蓋五口、中掣子十口、小掣子五口、花盤十口、花形鹽杯十口、甌十口・大四口小六口。同じく長門國も尾張同様、年料雜器として大碗五合、中碗十口、小碗十五口、茶碗廿口、花盤卅口、花形鹽杯、甌十口・大四口小六口とほぼ同数を正税で調達している。この用途を規定している瓷器は、緑釉陶器・灰釉陶器の双方を指すが、尾張・長門両國に共通する陶器として考えられるものは、その実態からみて緑釉陶器と推定されている。



ここには、「羹坏」らしきものの記載がないが、同じ民部下の項には、太宰府年料造進物に朱漆酒海、下食盤、中盤、飯椀、羹椀、盤、盞、黒漆提壺の記載がある。すなわち、「羹椀」として漆器が用いられたことを物語っている。また、「延喜式」卷十七 内匠寮<sup>(注11)</sup>の項には、朱漆器の製作に羹椀一口（径七寸）料として漆一合二勺云々とあって、「羹椀」が漆器で作られたことを示している。

このように、平安時代には、「羹椀」に漆器が用いられていたことが知られるが、しかし一方、朱漆器には花盤や掬子、盞、盤といった器種があり、これらが先述の尾張・長門両国の年料雑器に記載されている漆器の器種や、同じく「延喜式」卷二十四 主計上の項に規定されている各国の調・庸の貢進物の中に挙げられている、陶器の酒盞や高盤、汁漬坏<sup>(注12)</sup>などといった器種と同様なものであることから、羹の容器に陶器があったことは、充分考えられることである。また、先の奈良時代における坏・椀の使用形態には、厳密な区分がなかったと考えられることを述べたが、このことは、平安時代にも続いていたと見られ、ここで取り上げている椀形態の灰釉陶器に、現に「坏」の表現がなされていることがこれを傍証している。従って、この山越1号窯出土の「羹坏」は、中央ないし地方の官衙機構への貢納品であった可能性の極めて高いものであると考えられる。

以上のことから、本例の文字資料は、奈良時代の正倉院文書から推定されるところの陶製の「羹坏」が、平安時代の中期頃まで存続して、椀と坏の厳密な区別のないまま貢納品として尾張国において生産されていたものであると推定されるのである。

ところで、灰釉陶器の形態から、ほぼ9世紀末～10世紀前半の時期が想定されるこの陰刻文字をもつ灰釉椀は、大きさこそ「延喜式」どおりの椀の規定口径に基づき製作されたと思われるが、一方で椀形態ながら坏と表現されていることから、そこには奈良時代の格式の規制が残存していて、地方での貢納物の生産体系は奈良時代以来の律令体制下にあったことを示しているとみられる。しかし、奈良時代に比べ陶器の器形は、中国陶磁の影響も受け大きく変化してきたことから、実際には椀形態が主流になっていた。にもかかわらず、こうした「坏」の呼称が残存していることは、律令格式が旧来の規定を踏襲して再編されたことを物語っていると思われる。奈良時代前期の8世紀初めに律令制が確立された頃、特定の地区で須恵器の様々な器種に、なかでも蓋杯類に、文字の刻書されたものが多く認められる。特に尾北窯の南部や、猿投窯鳴海地区で、地名ないし人名の如き文字が刻まれ、官衙への貢納品として生産されたことが最近知られるようになってきた。おそらく貢納者なり貢納先名を消えることのないへら書きで刻まれたものであろう。<sup>(注14)</sup>ところが、8世紀中葉から後半前後には、記号を付す例はあっても、文字刻書例は、減少した。そして、9世紀に入って再び文字が刻書され出し、特に9世紀後半代から10世紀前半にかけて猿投窯、尾北窯において地名、人名とおぼしきものや、容器の価格ないし容量の如きもの、さらには本例のような使用目的の記載された例も登場する。こうした現象は、律令体制の再編<sup>(注15)</sup>に基づく貢納義務の強化の表われかと推定される。

ところで西尾市八ツ面山北部遺跡は、古代から中世にかけての碧海台地上の集落遺跡であるが、古代には掘立柱建物とこれを囲むかのような溝があって、官衙遺構に類似した建物配置が確認されている。また中世には方格地割の屋敷地が区画され井戸や土坑墓が見つかっている。この遺跡の古代の包含層から検出された須恵器の無台椀（報告書では杯B3類）の口縁から体部にかけて

の破片2個にそれぞれ、「坏」「四坏」(図5、1および2、下は復元図)の文字の刻書された資料が検出されている。器形の特徴や包含層伴出資料から9世紀後半から10世紀前半の時期のもの<sup>(注16)</sup>と思われ、ここで問題にしている時期にあたる消費遺跡の出土例といえる。この「四坏」の意味は、数量を示すと報告者は考えているが、次のような二種の意味の可能性がある。一つは、既述のように役人や僧侶等の平均的な日常食器に盤を除く坏類が四種あることから、主食・汁物用・饗物用・塩の四種類のうつわとして使用できることを表現していると考えられること。他の一つは、主食から順番に第四番目の坏として使用するものであることを表現していると考えられること。この場合は、塩坏としての使用を意味すると思われる。うつわの形状と大きさからみて、後者の可能性が高いように思われる。

なお、西加茂郡三好町所在の黒笹90号窯において生産された容器には「草三」「南客」「富」といった特別注文の文字のほか、著名な「内豎所」銘の灰釉大碗片が七個出土しているが、これらも律令再編下の中央官衙への納入品と思われ、本資料とともに古代の窯業生産形態を考えるうえで重要なものである。<sup>(注17)</sup>

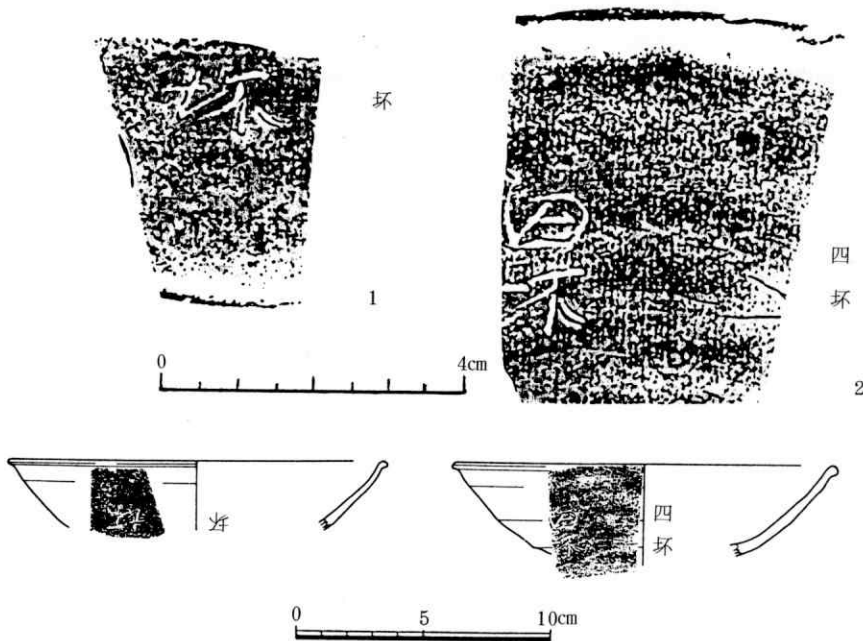


図5 西尾市ハッ面山北部遺跡出土文字刻書須恵器碗  
(『ハッ面山北部遺跡Ⅲ』1994報告書より抜萃、一部上下改変)



注

- (注1) 『長久手町 山越第1・2号古窯』長久手町教育委員会 1976
- (注2) 『愛知県猿投山西麓古窯址群』愛知県教育委員会 1958
- (注3) 改訂新版『五體字類』西東書房 平成5年改訂版 1993
- (注4) 『大日本古文書』卷之四-P278 天平寶字2月7月24日 東大史料編纂所 東大出版会 1968、  
69年覆刻本
- (注5) 同 上 卷之十四-P426 同 上 4年8月26日 同 上
- (注6) 同 上 卷之五-P310 同 上 6年12月29日 同 上
- (注7) 同 上 卷之十六-P123 同 上 6年潤12月6日 同 上
- (注8) 小林行雄・原口正三「古器名考證」『世界陶磁全集』第1巻 河出書房 1958
- (注9) 注8に同じ
- (注10) 「延喜式・中篇」卷二十三-民部下-P590 新訂増補『国史大系』普及版 吉川弘文館 1977
- (注11) 同 上 卷十七-内匠寮-P450 同 上
- (注12) 同 上 卷二十四-主計上-P597~598 同 上
- (注13) 榎崎彰一「猿投窯の編年について」『愛知県古窯跡群分布調査報告 Ⅲ』 愛知県教育委員会  
1983
- (注14) 『尾張元興寺跡発掘調査報告書』 名古屋市教育委員会 1994
- (注15) 『株山地区埋蔵文化財発掘調査報告書』 日進町教育委員会 1984
- (注16) 『ハッ面山北部遺跡Ⅲ-蔵屋敷地区-』 西尾市教育委員会 1993
- (注17) 『愛知県猿投山西南麓古窯址群』 愛知県教育委員会 1957  
榎崎彰一『猿投窯』『陶器全集』31 平凡社 1966